

第77回国民体育大会日光市競技会感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施項目

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、日光市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。